

# 電気供給業に係る事業税について

更新日 令和3年1月13日

## 収入金課税について

電気供給業に係る法人事業税は、各事業年度の収入金額に対して課税されます。(地方税法(以下「法」という。)第72条の2、第72条の12、第72条の24の7)

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も該当します。

法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準とした収入割額によって申告していただくこととなります。

なお、令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等を行う法人は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割額及び所得割額(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合は、収入割額、付加価値割額及び資本割額)の合算によって申告していただくことになりました。

【参 考】 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)(以下、「通(県)」という。)第3章の用語

- ① 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下②、③以外の事業税課税事業)： 所得等課税事業
- ② 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、特定のガス供給業、保険業等)： 収入金額課税事業
- ③ 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等)： 収入金額等課税事業

## 収入割額の課税標準及び税率等

$$\text{課税標準額 (A 収入すべき金額の総額 - B 控除する金額)} \times \text{税率} = \text{法人事業税収入割額}$$

\* 課税標準額は、1,000円未満切り捨て、法人事業税収入割額は、100円未満切り捨てとなります。

\* A 収入すべき金額の総額 B 控除する金額については、次頁をご覧ください。

\* 税率(以下のとおり)

区分			R1年10月1日 ～R2年3月31日 までに開始 する事業年度	R2年4月1日 以後に開始 する事業年度
収入金額課税事業			収入割	1.00%
収入 金額 等 課 税 事 業	小 売 電 気 事 業 等 ・ 発 電 事 業 等	普通法人・ 特別法人	所得割	—
			収入割	1.00%
		外形標準 課税法人	付加価値割	—
			資本割	—
			収入割	1.00%

外形標準課税法人・・・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団・一般財団法人を除く)

普通法人・特別法人・・・上記以外

1億円を超えるかどうかの判定時期・・・事業年度終了の日(仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては、解散の日)

## A 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通(県)3章4の9の1、4の9の3)

### (注)

1. 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。
2. 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。
3. 消費税等については、仮払消費税勘定又は仮受消費税勘定をもって整理するものとされています。(税抜処理方式)電気事業会計規則

## B 控除する金額 (法第72条の24の2・法施行令第22条・自治省告示S30年第29号,S34年第46号)

主に次の収入金額です。

- 国又は地方団体からの補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額
- 他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 収入金額に課される他の電気供給業を行う法人又は卸電力取引所から購入した非化石電源利用証書の金額に相当する収入
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第36条の賦課金
- 損害賠償金
- 投資信託に係る収益分配金
- 株式手数料
- 社宅貸付料
- 電気供給業を行う法人が高圧配電電圧を6,000ボルトに昇圧することに伴い、需用者の受電設備を新しく取り替える場合等において、当該需用者から収納する金額で次に掲げるもの
  - a 需用者の受電設備を新しく取り替える場合において、当該需用者から収納する旧受電設備の減価償却額に相当する金額
  - b 需用者が旧受電設備を引き渡し難い場合において、当該需用者から旧受電設備の引渡しに代えて収納する旧受電設備の価額に相当する金額
  - c 需用者の希望により技術的に改造の可能な旧受電設備の付帯設備を新たな設備に取り替える場合において、当該需用者から収納する新付帯設備の取替えに要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事費との差額に相当する金額

## A 収入すべき金額の総額－B 控除する金額

### 課税標準となる収入金額 (通(県)3章の4の9の2)

原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がけい場合、これに準ずる方法により計算した収入)をいいます。

電気事業法(第2条第1項第17号)に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、以下の収入を含みます。

- 定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入
- 業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入
- 遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
- 設備貸付料収入
- 事業税相当分の加算料金

## 課税方式が異なる事業を併せて行う場合

(通(県)3章4の9の9)

<b>原則</b>	<p>それぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額及び税額を算定してください。</p>	<p>例) 不動産会社を経営していて、発電事業も行っている場合。</p> <p>① 不動産業(所得等課税事業) →所得割(※所得割+付加価値割+資本割)</p> <p>② 発電事業(収入金額等課税事業) →収入割+所得割(※収入割+付加価値割+資本割)</p> <p>それぞれの事業に定められた税率を用いて税額の計算を行い、合算により申告してください。</p> <p>※外形標準課税法人の場合</p>
<b>例外</b>	<p>主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の<b>軽微なもの</b>であり、主たる事業の<b>附帯事業</b>として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。</p>	<p>「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の一割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。</p> <p>附帯事業とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。</p>

## Q&A

### Q1 電気供給業とは？

A1 需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。(通(県)3章4の9の2)

### Q2 収入金額課税事業と収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業の区分計算を行う場合において、共通する収入金額又は経費があるときはどうすればよいですか？

A2 収入金額課税事業と収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費をそれぞれの事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準(按分基準)によって按分してください。(通(県)3章4の9の5)

按分基準による数値(按分率)の求め方は、まず、収入金額課税事業、収入金額等課税事業の順に算定し、所得等課税事業の按分率は以下の算定式で求めます。

$$1 - \text{収入金額課税事業の按分率} - \text{収入金額等課税事業の按分率} = \text{所得等課税事業の按分率}$$

按分率の小数点以下の端数については、按分基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。

例えば、按分基準となる総売上金額が1億円の場合、けた数の9に1を加えた、小数点10の位以下を切り捨てます。

### Q3 年度によって区分計算による申告をしたり、取りやめたりしてもよいですか？ また、按分基準を年度ごとに変更してもよいですか？

A3 企業会計原則の「継続性の原則」に準じて、いったん事業部門ごとの区分計算による申告の方法、あるいは主たる事業に対する課税方法を採用した場合は、每期継続してこれを適用し、みだりに変更しないでください。区分計算に用いる按分基準も、同様です。

ただし、ひとつの事業部門の廃止や規模の縮小等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

### Q4 電気供給業を行う予定ですが、まだ施設建設中等で準備段階です。実際に電気の供給を行っていない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A4 電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しませんので、所得割(資本金1億円を超える法人については、付加価値割及び資本割を含む)

により申告してください。(法第 72 条の 2、法第 72 条の 12)

**Q 5 無人の設備にかかる申告**

主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみを設置して事務所又は事業所が所在しない県がありますが、この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 5 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は、事務所又は事業所には該当しませんので、当該設備のみ所在する県には申告義務はありません。(通(県)1章6)

**Q 6 「他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、他の電気供給業を行う法人への支払金額に相当する収入金額」を控除する際は、他から供給を受けたものすべてを控除することができますか？**

A 6 他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合に、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電電気事業者間の地帯間販売力に係るものを含む。)に限られます。(通(県)3章4の9の6)

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については、控除の対象とすることはできません。

**Q 7 中間(予定)申告は必要ですか？**

A 7 収入金額課税事業又は収入金額等課税事業を行う法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税については必ず、中間申告納付(予定申告又は仮決算に基づく中間申告)をする必要があります。(法第 72 条の 26 第 8 項ただし書き)

**Q 8 繰越欠損金**

発電事業等(収入金額等課税事業)とその他の事業(所得等課税事業)を併せて行っている場合、所得等課税事業の欠損金額を収入金額等課税事業に係る所得から繰越控除できますか？

A 8 できません。各事業年度の収入金額等課税事業(法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号口に掲げる法人が行う事業に限る)又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものとされています。(通(県)3章4の7の4(3))また、第 6 号様式別表 9 についても、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業のものと法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業のものとを明らかにして、それぞれの事業毎に作成していただくこととなります。



## Q9 分割基準

複数の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合の分割基準はどうなりますか。

A9 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行っている場合は、まず、それらの事業のうち主たる事業を判定し、電気供給業以外の事業が主たる事業の場合は、当該事業について定められた分割基準によります。(法第72条の48第10項)

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。(通(県)3章9の11)

【非製造業の分割基準】 課税標準の1/2を事務所等の数、残りを従業員の数

【製造業の分割基準】 従業員の数(資本金が1億円以上の場合は、工場の従業員数の2分の1を加算)

主たる事業が電気供給業の場合は、下記の分割基準によります。

●電気事業の区分に応じて、分割基準が異なります。(法第72条の48第3項第2号)

区分*	分割基準
小売電気事業等 (①、②)	課税標準の1/2:事業所等の数 課税標準の1/2:従業員の数
送配電事業  〔一般送配電事業(③) 送電事業等(④、⑤) 特定送配電事業(⑥)〕	課税標準の3/4:事業所等の所在する都道府県において発電所の発電用の電気工作物に接続する電線路(総務省令で定める要件を満たすものに限る)の電力容量(kw) 課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額  ◆事業所等が所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用の電気工作物に接続する電線路がない場合は、課税標準額の総額を、事業所等の固定資産の価額で分割します。
発電事業等 (⑦、⑧)	課税標準の3/4:事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額  ◆事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、課税標準額の総額を、事業所等の固定資産の価額で分割します。

※昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の経過措置が廃止されました。

\*区分欄の用語の定義は、次ページ参照(下図も同様)

●分割基準が異なる複数の電気供給業を行っている場合は、次の区分によります。  
(法第72条の48第9項)(令和2年4月1日以後に終了する事業年度から適用)

	区分*	併せて行う事業	分割基準
1	一般送配電事業(③) 又は 送電事業(④)	一般送配電事業(③)及び送電事業(④)以外の事業	上記「送配電事業」の分割基準を使用
2	発電事業(⑦)	一般送配電事業(③)、送電事業(④)及び発電事業(⑦)以外の事業	上記「発電事業等」の分割基準を使用
3	1, 2以外の場合		電気供給業のうち主たる事業の分割基準を使用

**【参考】平成29年3月30日までに終了する事業年度の分割基準**

電気供給業の分割基準：固定資産の価額と発電に使用する固定資産の価額

- ・課税標準の4分の3…事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
- ・課税標準の4分の1…事務所等の固定資産の価額

※昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の特例があります。

※固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。(通(県)3章9の7)

**【用語の定義】**

事業種別	概要
①小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
②小売電気事業に準ずるもの	他の者の需要に応じ電気を供給するもの(③、⑥、⑦及び⑧を除く)
③一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
④送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
⑤送電事業に準ずるもの	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物※により③を行う者に振替供給を行う事業(③及び④を除く)
⑥特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業
⑦発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
⑧発電事業に準ずるもの	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物※を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(当該電気事業と発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業(①、③及び⑥を除く)を含みます)

※電気工作物…電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

**Q10 申告書にはどのような書類を添付するのですか？**

A10 一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類を提出してください。

- ①決算書(貸借対照表、損益計算書)(写)
- ②法人税明細書別表4(所得金額の計算に関する明細書)(写)
- ③収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- ④雑収入の明細書
- ⑤収入金課税と所得金課税の事業を併せて行っている場合は、所得金額の課税標準算定に係る計算書(任意の様式)

**※詳細につきましては、所管の県税事務所にお尋ねください。**